

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「、日当」を削り、「あつては、交通費」を「あつては交通費」に改める。

第5条の見出し中「日当及び」を削り、同条第1項中「場合に限り」を「ときは」に改め、「日当及び」を削り、同条第2項本文中「日当を受ける日数又は」を削り、「日数又は夜数（以下「日数等」という。）」を「夜数」に、「当該日数等」を「当該夜数」に、「日数等に」を「夜数に」に改め、「日当又は」を削る。

第6条第1項中「日当及び」を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

級	職員の区分	宿泊料 (1夜につき)
特級	京都市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員	円 14,800
1級	特級に該当する者以外の者	13,100

備考 物品の運搬、文書の送達等のために出張するときの宿泊料の額は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

夜数	支給割合
3夜	100分の80
5夜	100分の50

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市内出張等旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)